**ごみ排出計画書**

主旨

　ごみの排出において、マンション・アパート等の共同住宅の入居者に対して、ごみの減量やリサイクルが地域の生活環境の保全及び自然環境の保護、そして、ひいては地球環境の保全に役立つとの認識を促すべく意識高揚活動を行うものとする。

１．ごみの分け方について

　　西原町のごみ収集計画に基づいて、下記のとおり分類して町指定袋に入れて出します。

　　　①もえるごみ【生ごみ・プラスチック類・紙くず・ポリ袋・トレー等】

　　　　※但し、布団等はヒモ等で縛り、枯れた木枝及び木材等は５０㎝以内に切り縛って出す。

　　　②もえないごみ・危険ごみ【金属類・ガラス及び割れたビン・化粧品・陶器類・乾電池・ライター・小型電化製品等】

　　　③資源ごみは、下記のとおり分類して出す。

　　　（ア）紙類【新聞紙・チラシ・雑誌類・ダンボール・牛乳パック】

　　　　　　※それぞれ種類ごとにヒモで縛って出す。（雨の日には出さない）

　　　（イ）古布類　※ヒモで縛って出す。（雨の日には出さない）

　　　（ウ）容器類【缶類・ビン類・ペットボトル】

　　　　　　※それぞれ種類ごとに分類して中身をかるく洗い、透明袋に入れて出す。ペットボトルはラベルとキャップを外して出す。

　　　④粗大ごみ　※それぞれ該当する処理券を貼って出す。

２．ごみを出す場所について

　　　町と協議した場所に出す。※ごみを出す場所は、定期的に管理し清掃します。

３．ごみを出す時間について

　　　町と協議した場所に収集日の午前８時３０分までに出します。

４．町が収集しないごみについて

　　　マンション・アパート等の共同住宅の入居者に周知を図る。

　　　　・家電リサイクル法による特定家庭用機器【テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機】

　　　　・パソコンリサイクル法によるパソコン等

　　　　・店舗、会社、事業所等の事業活動によって生じたごみ（許可業者と契約して出す）

　　　　・引越しで出る多量のごみは町では収集しない。

５．台風時のごみ出しについて

　　　暴風警報発令中は、ごみの収集は行わないことを入居者に周知を図る。

　　　　　　　　　　　　マンション、アパート等の名称

令和　　　年　　　月　　　日　　　　　所有者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話